

令和8年第3回教育委員会定例会次第

開催日時 令和8年3月11日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 令和8年度教育長職務代理者の指定について
- (2) 令和8年度愛日地方教育事務協議会の委員について
- (3) 令和8年度学校教育指導の方針・重点について
- (4) 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正について
- (5) 令和8年度春日井市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- (6) 中央公民館機能のあり方について
- (7) 令和8年度春日井市教職員人事異動について
- (8) 教育委員会事務局等人事異動について

議題1 令和8年度教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務を行う者を指名するもの。

議題2 令和8年度愛日地方教育事務協議会の委員について

愛日地方教育事務協議会規約第8条の規定に基づき、愛日地方教育事務協議会の委員を協議により定めるもの。

議題3 令和8年度学校教育指導の方針・重点について

令和3年2月に策定された第四次愛知県教育振興基本計画及び令和5年3月に改訂した春日井市教育大綱を受けて、本市立小中学校に向けた令和8年度学校教育指導の方針・重点を定めるもの。

令和8年度 学校教育指導の方針・重点について

春日井市教育委員会

令和8年度学校教育の指導については、「第五次愛知県教育振興基本計画」・「春日井市教育大綱」を受けて、本市学校教育指導の方針・重点を、次のとおり決めました。

各学校においては、児童生徒の安全に配慮し、校長のリーダーシップの下、社会のニーズや児童生徒の課題などを踏まえた経営ビジョンを明確にし、特色ある教育活動を推進することが重要です。

また、学習指導要領の趣旨を十分理解し、児童生徒の実態を踏まえて学校教育の目標を設定するとともに、教育者としての使命を自覚し、一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待します。

○指導の方針

- 1 持続可能な社会の創り手として自立し、新たな価値を生み出していく力を育む。
- 2 多様性を尊重し、様々な選択肢の中で一人一人の可能性を引き出し、自分らしく生きる力を育む。
- 3 健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりを進める。

○指導の重点

- 1 学校教育の目標を踏まえ、その具現化に努める。
 - (1) 個人の尊厳と人間尊重の精神に基づく教育の推進に努める。
 - (2) 生命及び自然を尊重し、社会のルールを大切にすることを育てる道徳教育の充実に努める。
 - (3) 郷土の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚と態度の涵養に努める。
 - (4) 質の高いよりよい教育を実現するため、安心・安全で魅力的な学びの環境づくりに努める。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえ、生涯学習の基礎となる資質・能力と態度の育成に努める。
 - (1) 生涯学習の基礎を培う観点から、心と体を鍛え、たくましく生きる力を育成する指導と評価の工夫に努める。
 - (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努め、社会の中で生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを自らの人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養に努める。
 - (3) 発達の段階に応じた情報活用能力を育成し、一人一台端末や情報通信ネットワーク等のICTを効果的に活用する学習活動を充実させる。
 - (4) 自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たにしている過程の中で、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進する。
 - (5) 善悪についての判断力や望ましい社会性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心などの育成に努めるとともに、自己の生き方についての考えを深めさせる。
 - (6) 個性を生かし、創造性の伸長を図り、心豊かな生活を築く意欲と態度の育成に努める。
 - (7) 不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒など、多様な児童生徒を包摂できるよう、全ての人々が互いの人権を尊重し多様性を認め合い、他者を思いやることにより、誰一人取り残されない教育の実現を推進する。
 - (8) 教職員が、児童生徒一人一人と向き合い、教育職員としての専門性を最大限に発揮することができるように、働き方改革を推進する。
- 3 家庭や地域社会との連携を深め、健全な児童生徒の育成に努める。
 - (1) 家庭・地域社会・学校が果たす役割を考え、相互の連携を深めるとともに、より信頼される開かれた学校運営を目指し、地域ぐるみで指導の充実に努める。
 - (2) 学校内外における自然体験や社会的体験活動などの体験的な活動を通して、社会の形成に参画しその発展に寄与する態度や環境の保全に寄与する態度を養う。

第五次愛知県教育振興基本計画

概要版

あいちの教育ビジョン 2030

自ら考え、互いに支え合い、高め合うことのできる
あいちの学びを進め、持続可能な社会の創り手を育みます

2026 - 2030

2025年12月
愛知県・愛知県教育委員会

基本的な方針

(1) 持続可能な社会の創り手として自立し、新たな価値を生み出していく力を育みます。

将来の予測が困難な時代に、持続可能な社会の維持・発展に向けて、主体的に課題を発見し、多様な人々と協働しながら解決していく力や、新たなイノベーションを生み出す力を育む教育を目指します。

- 1 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実
- 2 持続可能な社会の創り手の育成に向けたキャリア教育の推進
- 3 グローバル社会で活躍できる力の育成
- 4 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進
- 5 県立高等学校・中学校の魅力化・特色化の推進
- 6 校種間連携の推進
- 7 私立学校の振興

(2) 多様性を尊重し、様々な選択肢の中で一人一人の可能性を引き出し、自分らしく生きる力を育みます。

特別支援教育を受ける子供、日本語指導が必要な子供など、多様な子供たちを包摂できるよう、全ての人々が互いの人権を尊重し多様性を認め合い、他者を思いやることにより、誰一人取り残されない共生社会の実現を目指します。

- 8 豊かな心を持ち、実践力を伴った道徳性・社会性の育成
- 9 不登校児童生徒への支援の充実
- 10 インクルーシブ教育システムの推進
- 11 外国人児童生徒等への支援の充実

- (3) 誰もが幸せや生きがいを感じられるよう、健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって学べる環境づくりを進めます。

人生 100 年時代と言われる中、誰もが幸せや生きがいを感じられるよう、学校・家庭・地域が連携した取組を進めるとともに、健やかな体を育みながら、生涯にわたって学び続けることのできる環境づくりを目指します。

- 12 生涯学習の推進に向けた支援体制の充実
- 13 学校・家庭・地域の連携・協働による地域教育力の向上
- 14 家庭教育・子育て支援・子供の貧困対策の充実
- 15 健やかな体の育成

- (4) 子供の意欲と教職員の働きがいを高める魅力的な学びの環境づくりを進めます。

子供たちがいきいきと学ぶために必要な、質の高いよりよい教育を実現することができるよう、教育DXを推進し、教職員の健康を確保しながら、安心・安全で魅力的な学びの環境づくりを目指します。

- 16 優れた教職員の確保と働き方改革の推進
- 17 安心・安全な学校づくりの推進
- 18 教育DXの推進及びICT教育環境の整備

愛知の教育に関する大綱

「教育振興基本計画」の「基本理念」と「基本的な方針」の部分をも、「大綱」として位置づけることとします。

大綱の対象期間 2026年度から2030年度までの5年間

基本理念

自ら考え、互いに支え合い、高め合うことのできるあいちの学びを進め、持続可能な社会の創り手を育みます。

計画策定の趣旨

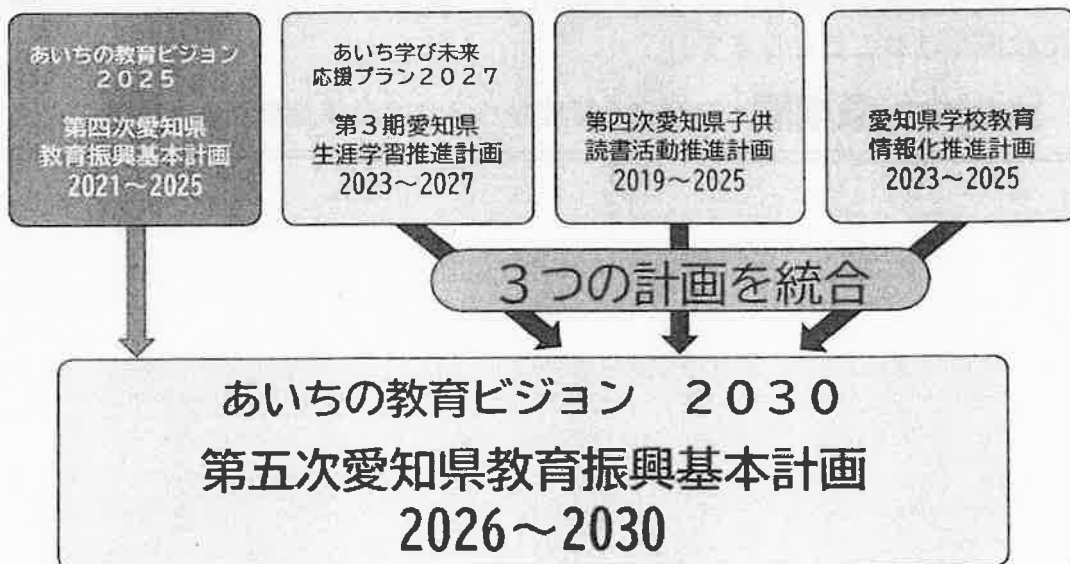
現在は、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代となっており、現時点で予測される社会の課題や変化に対応することと、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくことが必要になります。また、これからの社会の課題や変化として、少子化による人口減少の本格化、人生 100 年時代の到来があり、一人一人が生涯を通して学び続け、その成果を生かすことが求められます。

このような教育を取り巻く新たな課題や社会情勢の変化に柔軟に対応し、本県の教育を推進していくための指針となるよう、「あいちの教育ビジョン2030—第五次愛知県教育振興基本計画—」を策定しました。

なお、本ビジョンを策定するにあたり、こども基本法に基づき、子供、若者の意見を聴き反映しました。さらに、これまで別に策定していた「生涯学習推進計画」「子供読書活動推進計画」「学校教育情報化推進計画」については、策定当時の経緯や社会情勢の変化を踏まえ、本計画に統合することにしました。

計画の期間

2026 年度（令和 8 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 5 年間



春日井市 教育大綱

KASUGAI CITY
Fundamental principles of education

2023年3月 改訂

目次

はじめに	01
第1章 基本理念	02
第2章 みんなの役割	03
第3章 基本的な方向性 ...	04

はじめに

平成 28 年 2 月に春日井市教育大綱を策定し、「書のまち春日井」の教育として、小学校全学年に書道科の授業を実施するなど、特色のある学校教育に力を入れてきました。また、「文化・スポーツ都市」宣言をし、公民館、春日井市民会館及び文化フォーラム春日井を中心とした文化芸術活動や朝宮公園陸上競技場をオープンさせるなど、市民の誰もが生涯にわたって文化やスポーツに親しむことができる環境整備に取り組んできました。

誰も予測しえなかったコロナ禍は、人の価値観や社会活動に大きな影響をもたらし、日常生活や教育現場を変革させる契機となりました。それは、人の生命（いのち）の大切さを考える機会となったこと、デジタル技術が私たちの生活に急速に取り入れられたこと、学校が全国一斉休校し、学校・教育の役割の重要性が再認識されたこと、などが挙げられます。

日本は今、国際情勢の変化や少子化・人口減少・超高齢化など、誰もが経験したことがない予測困難な時代を迎えています。これからの時代を生き抜くためには、子どもの生きる力を育むことが重要であり、大人になっても学び続け、自ら問題を解決できる人材の育成が大切であると考えています。そのためには、「いつの時代も変わらない教育」と「その時代にあった教育」が必要です。

今回の教育大綱の改訂では、これまでの基本理念を継続しつつも、時代に即した内容に見直しました。基本を大切にしつつ、新しいことも取り入れながら、市民の皆様とともに「みんなで育み、みんなが輝く」教育の実現を目指します。

2023 年 3 月

春日井市長 石黒直樹



子どもは、学校教育の中だけでなく、多様な人々との関わり、様々な体験の積み重ねの中で成長していきます。未来を創る子どもには無限の可能性があり、持続可能な社会の実現のために、私たち大人は子どもの成長に大きな役割を担っています。

子どもの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を育むために、家庭・地域・学校・行政等が連携・協働していくことが不可欠です。

それぞれの場での私たち大人の見守りと働きかけが、子どもの「生きる力」を育む大きな原動力になります。子どもと向かい合いながら、共に成長する社会の実現を目指し、次の基本理念を定めます。



みんなで育み、
みんなが輝く



「輝かしい未来」のために

社会が複雑化する中、遅しく成長し、自分に「誇り」と「責任」を持って生きていくことは、誰でも簡単なことではありません。

しかし、日頃から、「生命（いのち）」を尊び、自分を支えてくれる人々に対して、素直な「感謝」の気持ちを抱くとともに、人生で出会う様々な困難に対して真摯に向き合い、失敗しても「勇気」を持ってチャレンジし続ければ、必ず輝かしい未来を拓くことができます。

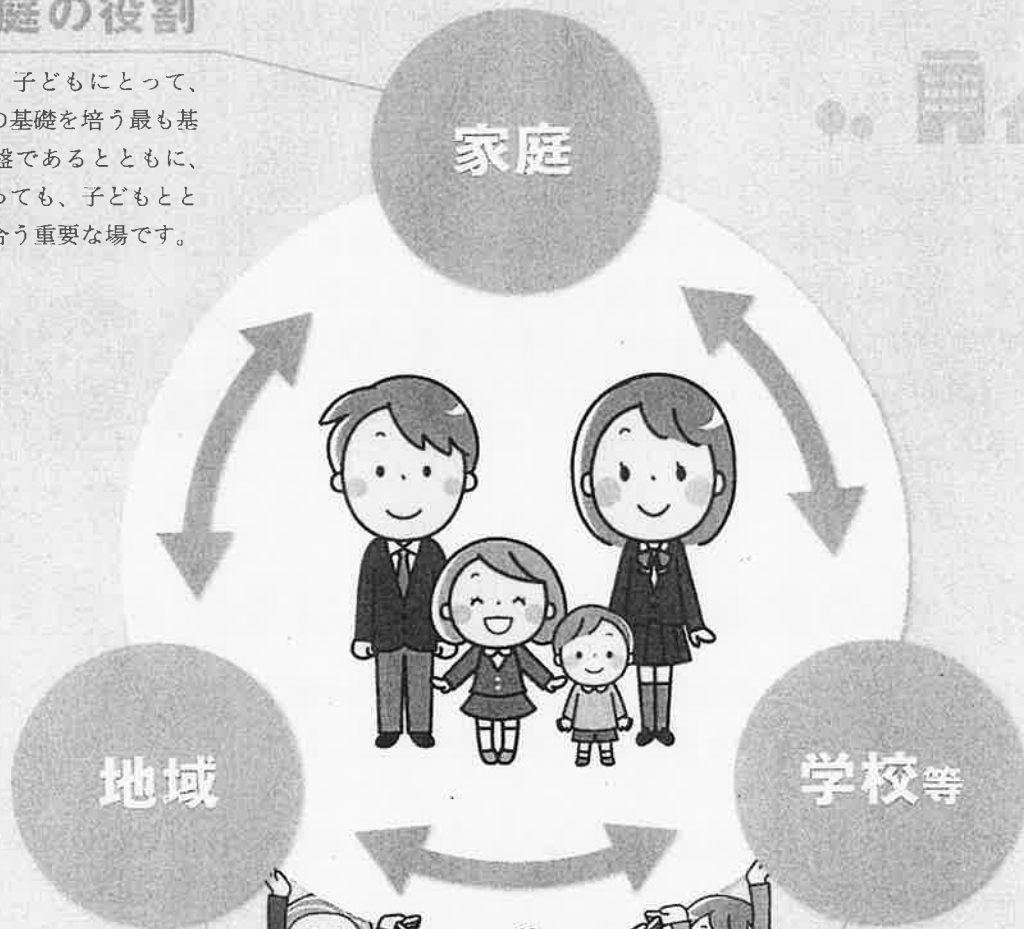


基本理念の実現には、学校や行政だけでなく、家庭や地域を始めとして、多様な主体がそれぞれの役割を担うとともに、相互に連携及び協力して取組を進めていくことが重要です。

特に、家庭や地域は、子どもにとっても、大人にとっても重要な役割を担っています。

1 家庭の役割

家庭は、子どもにとって、人格形成の基礎を培う最も基本的な基盤であるとともに、大人にとっても、子どもとともに育ち合う重要な場です。



2 地域の役割

地域は、子どもが様々な世代や立場の人とかかわる場であり、豊かな心を育む重要な役割を担います。



3 学校等

(教育委員会・市)
の役割

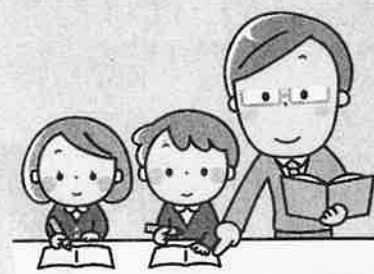
学校は、子どもが確かな学力を主体的に身につける場であるとともに、集団の中で他者を理解し思いやる心や協調性などの基本的な教育を行います。

市は、教育環境の向上を図るとともに、文化やスポーツを通じて、生涯にわたり心身の健全な発達のための機会を提供します。

基本理念を実現するため、次の基本的な方向性に基づき施策を進めます。

1 子どもの健やかな成長を育みます

- (1) 「生命（いのち）」や「社会性や協調性、規範意識などの社会的なルール」を大切に
する心を育てます。また、礼節を重んじ、自らを律するとともに、自尊心と相
手を思いやる心を持つ豊かな人間性を育む教育を推進します。
- (2) 学習規律の徹底やICTを活用した授業の改善に
より、児童生徒にわかりやすい授業を進め、基本
的な知識及び技能の定着を図ります。また、学習
活動の質を向上させ、主体的・対話的で深い学び
を実現し、子どもの「学び続ける力と問題解決で
きる力」を育みます。

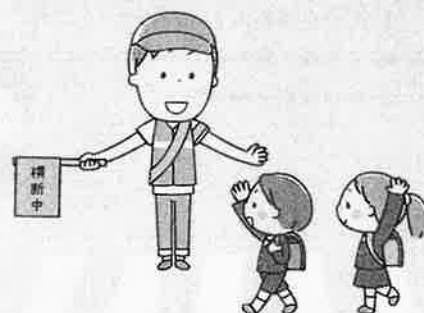


2 子どもの安全安心な教育環境を整えます

- (1) いじめや不登校、虐待など、学校のみでは解決が難しい問題に対して、関係機関
や関係団体との連携を強化した支援体制を推進します。
- (2) 学校施設の計画的な改修を進めるとともに、質の高い授業を実施する教育環境の
向上を図ります。

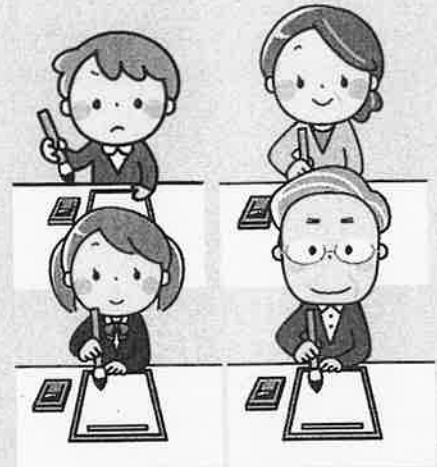
3 家庭、地域、学校、行政等の連携を進めます

- (1) 登下校の見守り活動や体験的な学習の支援など、
地域の人材の有効な活用を進めるとともに、地域
との継続的かつ発展的な連携を推進します。
- (2) 学校を拠点として、子どもと地域が交流するシス
テムを構築するとともに、家庭等と連携した学校
支援活動を推進します。



4 地域の交流・学習活動の活性化を促進します

- (1) 学習機会や住民同士のふれあい活動、団体・サークル活動などの様々な地域での取組を通じて、子どもと大人の地域への愛着を育み、地域交流・世代間交流の活性化を促進します。
- (2) 人生 100 年時代を見据え、子どもから大人まで、誰もが、いつでも、どこでも、学びたいときに学ぶことができるように、それぞれのライフステージに応じた学習の情報と機会を提供します。



5 文化やスポーツに親しむ環境を整えます

- (1) 文化やスポーツを通じて、地域の絆を強めるとともに、地域の身近な場所において、子どもが優れた文化芸術に触れることができる機会の提供に努めます。
- (2) 生涯にわたって、体力や年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しむことができる機会を提供するとともに、トップレベルの選手の競技に触れる機会の充実に努め、子どもの夢を育みます。



春日井市教育大綱

春日井市教育委員会事務局 教育総務課

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6436

<https://www.city.kasugai.lg.jp>

議題4 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正について

校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準を改正するもの。

改正の概要

- 1 件名 校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準の改正
- 2 現状 市町村の教育委員会は、設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、各学校に通学区域を設定し、就学すべき学校を指定している。校区外通学・区域外就学に関する取扱い基準は、学校教育法施行令第8条及び第9条の規定により就学校の変更・区域外就学等を保護者が申し出た場合の取扱い基準を定めたものである。
- 3 改正内容
 - (1) 通学途上の事故等について保護者が一切の責任を負うことを許可基準の項目として明記するもの
 - (2) 基準10により許可する場合、隣接校区を原則とすることを明記するもの
 - (3) 申請書類と実態が異なることが発覚した際に、許可を取り消すもの
 - (4) その他語句の整理
- 4 改正理由
 - (1) 責任の所在を明確にするため。
 - (2) 基準9と同様に、住所地によらず決定することとなるため、原則隣接校区とする運用を行っているものを明文化するため。
 - (3) 虚偽の申請による許可の取り消しをできるようにするため。
 - (4) 語句の整理を図るもの。
- 5 関係法令等 学校教育法施行令第5条第2項、第8条、第9条
- 6 施行日 令和8年4月1日

校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準

この基準は、春日井市教育委員会が学校教育法施行令第5条第2項の規定（第6条の準用を含む）に基づき就学すべき学校の指定を行った場合において、保護者が同施行令第8条及び第9条の規定により指定の学校の変更を申し立てた場合の許可基準及び手続きを定めるものとする。

1 許可基準及び必要書類

許可基準		必要書類
共通 ①	通学途上の事故等については保護者が一切の責任を負うことを承諾していること。 ※院内学級入級及び愛知学園入所を除く。	(校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書への署名)
(1)	肢体不自由等障がいのある者が、近距離校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び医師の診断書等
(2)	特別支援学級又は院内学級に入級するため、その学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書（院内学級については医師の診断書等が必要）
(3)	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、祖父母等親類縁者又は学童保育所の所在する校区の小学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び両親の就労証明書及び預け先の住民票、又は子どもの家利用許可通知書等
(4)	1学期始業式の翌日以後に住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき（最長で当該学年末まで）。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(5)	小学校5年生及び中学校2年生で3学期の始業式の翌日以後の学期途中で市内間で住所を異動した者が、卒業まで従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書及び転入学通知書
(6)	他の基準で許可を受けた兄弟姉妹と同一の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(7)	始業式からその学期中に住所を異動することが確実で、その異動時期が学期途中となるため、その学期当初からあらかじめその校区の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動が確実に行われることが明らかになる書類
(8)	自宅の建て替えのため、一時的に校区外に住所を異動する者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動

		が確実に行われることが明らかになる書類
(9)	多胎児の場合に、本来校区の学校が1学年1学級のため、兄弟姉妹を隣接校区の学校へ就学させるとき。	校区外通学許可申請書
(10)	その他、特別の事情があると教育委員会が認めるとき。 ※原則として隣接校区の学校とする。なお、事由により教育委員会が認める場合はこの限りでない。	校区外通学許可申請書又は 区域外就学許可申請書及び特別の事情が明らかになる書類

※申請書類と実態が異なる場合は、許可を取り消すことができる。

2 手続き

- (1) 校区外通学又は区域外就学を希望する保護者※1は、校区外通学許可申請書（第1号様式）又は区域外就学許可申請書（第2号様式）にその他の必要書類を添付して春日井市教育委員会に提出するものとする。
- (2) 春日井市教育委員会は、他の教育委員会の管轄に属する区域に住所を有する者の保護者から区域外就学許可申請がなされたときは、施行令第9条第2項の規定に基づき、その住所の存する市町村の教育委員会に協議（第3号様式）を行うものとする。
- (3) 春日井市教育委員会は、許可したときは申請者及び就学する学校長に、それぞれ通知（第4号様式又は第5号様式）するものとする。

※1 このうち院内学級入級を理由とする者は校区外通学許可申請書（院内学級用）（第1号様式の2）又は区域外就学許可申請書（院内学級用）（第2号様式の2）を、愛知学園入所による者は校区外通学許可申請書（愛知学園用）（第1号様式の3）又は区域外就学許可申請書（愛知学園用）（第2号様式の3）を提出することとする。

3 処理期間

- (1) 校区外通学許可申請については、原則として申請のあった翌日から10日を経過する日までに通知を行うものとする。
- (2) 区域外就学許可申請については、原則として申請のあった翌日から20日を経過する日までに通知を行うものとする。

4 許可の取り消し

教育委員会は、申請書類の記載に虚偽があったときは、許可を取り消すことができる。

附 則

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従前の許可基準（平成6年10月1日施行）は廃止する。但し、従前の許可基準により許可を受けたものは、この基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。但し、従前の許可基準により許可を受けたものは、この基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成14年2月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

校区外通学許可申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

次のとおり申請します。

[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学 年	続 柄	就学希望校	本 来 校
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで				

旧住所

新住所

預け先

理 由

(確認事項)

通学途上の事故等については保護者が一切の責任を負います。

上記事項について確認、承諾しました。

(署名)

校区外通学許可申請書 (院内学級用)

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

次のとおり申請します。

[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学 年	続 柄	就学希望校	本 来 校
[]	年 月 日	年			
期 間	年 月 日 から 退 院 まで				
理 由					
() 病院の					
院内学級での学習を受けさせるため。					

校区外通学許可申請書（愛知学園用）

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

次のとおり申請します。

[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学 年	続 柄	就学希望校	本 来 校
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			
期 間	年 月 日 から				

旧 住 所

新 住 所

預 け 先 愛知学園

理 由 当該児童生徒が愛知学園に入所したため

区域外就学許可申請書 (院内学級用)

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

次のとおり申請します。

[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学年	続柄	就学希望校	本来校
[]	年 月 日	年			
期 間	令和 年 月 日 から 退院 まで				
理 由					
() 病院の					
院内学級での学習を受けさせるため。					

区域外就学許可申請書（愛知学園用）

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

次のとおり申請します。

【ふりがな】 児童（生徒）氏名	生年月日	学 年	続 柄	就学希望校	本 来 校
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			

期 間

年 月 日 から

旧 住 所

新 住 所

預 け 先 愛知学園

理 由 当該児童生徒が愛知学園に入所したため

【協議先教育委員会】 様

春日井市教育委員会

区域外就学の協議について

貴市町村に住所を有する次の児童（生徒）の保護者から区域外就学の申請がありましたので、学校教育法施行令第9条第2項の規定により協議いたします。

児童（生徒）氏名		性別	
生 年 月 日		学 年	
保 護 者 氏 名			
本 来 校			
就 学 校	春日井市立		
期 間	年 月 日から		
事 由			

【郵便番号】

第 号

【住所】

年 月 日

【保護者氏名】 様

春日井市教育委員会

【校区外通学・区域外就学】の許可について

申請があった【児童生徒氏名】様の【校区外通学・区域外就学】について、次のとおり許可します。

なお、通学方法について学校から指示があった場合は、その指示に従ってください。

1 就学許可校 【学校名】学校

2 許可期間 年 月 日から

【学校名】長 様

春日井市教育委員会

【校区外通学・区域外就学】の許可について

次の児童（生徒）の【校区外通学・区域外就学】について許可したので、通知します。

児童（生徒）氏名	
生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 氏 名	
本 来 校	
就 学 校	
期 間	年 月 日から
事 由	

※就学する学校においては、当該児童（生徒）の通学経路や方法を確認のうえ、適切に指導してください。

校区外通学・区域外就学に関する取扱い基準の新旧対照表

現行		改正案	
1 許可基準及び必要書類	許可基準	1 許可基準及び必要書類	必要書類
		共通 ①	(校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書への署名)
(1)	<p>肢体不自由等障がいのある者が、近距離校へ就学するとき。</p> <p>特別支援学級又は院内学級に入級するため、その学校へ就学するとき。</p> <p>保護者の就労等により留守家庭児童となるため、祖父母等親類縁者又は学童保育所の所在する校区の小学校へ就学するとき。</p> <p>1 学期始業式の翌日以後に住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき（最長で当該学年末まで）。</p>	<p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び医師の診断書等</p> <p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び医師の診断書等</p> <p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書（院内学級については医師の診断書等が必要）</p> <p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び両親の就労証明書及び預け先の住民票、又は子どももの家利用許可通知書等</p> <p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書</p>	
(2)	<p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び医師の診断書等</p> <p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書（院内学級については医師の診断書等が必要）</p> <p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び両親の就労証明書及び預け先の住民票、又は子どももの家利用許可通知書等</p> <p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書</p>		
(3)	<p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び両親の就労証明書及び預け先の住民票、又は子どももの家利用許可通知書等</p> <p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書</p>		
(4)	<p>校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書</p>		

現行		改正案	
(5)	小学校5年生及び中学校2年生で3学期の始業式の翌日以後の学期途中に市内間で住所を異動した者が、卒業まで従前の学校へ就学するとき。 他の基準で許可を受けた兄弟姉妹と同一の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書及び転入学通知書	(5) 小学校5年生及び中学校2年生で3学期の始業式の翌日以後の学期途中に市内間で住所を異動した者が、卒業まで従前の学校へ就学するとき。 他の基準で許可を受けた兄弟姉妹と同一の学校へ就学するとき。
(6)	始業式からその学期中に住所を異動することが確実で、その異動時期が学期途中となるため、その学期当初からあらかじめその校区の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書	(6) 校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(7)	自宅の建て替えのため、一時的に校区外に住所を異動する者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動が確実に行われることが明らかになる書類	(7) 校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動が確実に行われることが明らかになる書類
(8)	多胎児の場合に、本来校区の学校が1学年1学級のため、兄弟姉妹を隣接校区の学校へ就学させるとき。	校区外通学許可申請書	(8) 校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動が確実に行われることが明らかになる書類
(9)	その他、特別の事情があるとき。	校区外通学許可申請書	(9) 校区外通学許可申請書
(10)	その他、特別の事情があるとき。	校区外通学許可申請書	(10) 校区外通学許可申請書

現行	改正案
<p>あると教育委員会が認めるとき。</p> <p>は区域外就学許可申請書及び特別の事情が明らかになる書類</p>	<p>あると教育委員会が認めるとき。</p> <p>※原則として隣接校区の学校とする。なお、事由により教育委員会が認める場合はこの限りでない。</p> <p>は区域外就学許可申請書及び特別の事情が明らかになる書類</p>
<p>※申請書類と実態が異なる場合は、許可を取り消すことができる。</p> <p>2 手続き</p> <p>(1) 校区外通学又は区域外就学を希望する保護者※1は、校区外通学許可申請書（第1号様式）又は区域外就学許可申請書（第2号様式）にその他の必要書類を添付して春日井市教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(2) 春日井市教育委員会は、他の教育委員会の管轄に属する区域に住所を有する者の保護者から区域外就学許可申請がなされたときは、施行令第9条第2項の規定に基づき、その住所の存する市町村の教育委員会に協議（第3号様式）を行うものとする。</p> <p>(3) 春日井市教育委員会は、許可したときは申請者及び就学する学校長に、許可しないときは申請者に対し、それぞれ通知（第4号様式又は第5号様式）するものとする。</p>	<p>※申請書類と実態が異なる場合は、許可を取り消すことができる。</p> <p>2 手続き</p> <p>(1) 校区外通学又は区域外就学を希望する保護者※1は、校区外通学許可申請書（第1号様式）又は区域外就学許可申請書（第2号様式）にその他の必要書類を添付して春日井市教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(2) 春日井市教育委員会は、他の教育委員会の管轄に属する区域に住所を有する者の保護者から区域外就学許可申請がなされたときは、施行令第9条第2項の規定に基づき、その住所の存する市町村の教育委員会に協議（第3号様式）を行うものとする。</p> <p>(3) 春日井市教育委員会は、許可したときは申請者及び就学する学校長に、それぞれ通知（第4号様式又は第5号様式）するものとする。</p>
3 処理期間	(記載順の変更)

現行	改正案
<p>(1) <u>校区外通学許可申請については、原則として申請のあった翌日から10日を経過する日までに通知を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>区域外就学許可申請については、原則として申請のあった翌日から20日を経過する日までに通知を行うものとする。</u></p> <p>※1 このうち院内学級入級を理由とする者は校区外通学許可申請書（院内学級用）（<u>第1号の2様式</u>）又は区域外就学許可申請書（院内学級用）（<u>第2号の2様式</u>）を、愛知学園入所によりは校区外通学許可申請書（愛知学園用）（<u>第1号の3様式</u>）又は区域外就学許可申請書（愛知学園用）（<u>第2号の3様式</u>）を提出することとする。</p>	<p>※1 このうち院内学級入級を理由とする者は校区外通学許可申請書（院内学級用）（<u>第1号様式の2</u>）又は区域外就学許可申請書（院内学級用）（<u>第2号様式の2</u>）を、愛知学園入所による者は校区外通学許可申請書（愛知学園用）（<u>第1号様式の3</u>）又は区域外就学許可申請書（愛知学園用）（<u>第2号様式の3</u>）を提出することとする。</p>
<p><u>(記載順の変更)</u></p>	<p>3 <u>処理期間</u></p> <p>(1) <u>校区外通学許可申請については、原則として申請のあった翌日から10日を経過する日までに通知を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>区域外就学許可申請については、原則として申請のあった翌日から20日を経過する日までに通知を行うものとする。</u></p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p>4 <u>許可の取り消し</u> <u>教育委員会は、申請書類の記載に虚偽があったときは、許可を取り消すことができる。</u></p>

現行

第1号様式

校区外通学許可申請書

(宛先) 春日井市教育委員会
 申請者住所 氏名 電話番号 () -

次のとおり申請します。
 なお、通学途上の事故等については保護者が一切の責任を負います。

[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学年	続柄	就学希望校	本来校
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			

期 間 年 月 日から 年 月 日まで

旧住所
 新住所
 預け先
 理由

(確認事項)
 通学途上の事故等については保護者が一切の責任を負います。
 上記事項について確認、承諾しました。(署名)

改正案

第1号様式

校区外通学許可申請書

(宛先) 春日井市教育委員会
 申請者住所 氏名 電話番号 () -

次のとおり申請します。

[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学年	続柄	就学希望校	本来校
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			
[]	年 月 日	年			

期 間 年 月 日から 年 月 日まで

旧住所
 新住所
 預け先
 理由

(確認事項)
 通学途上の事故等については保護者が一切の責任を負います。
 上記事項について確認、承諾しました。(署名)

校内外通学許可申請書 (院内学級用)

第1号様式の2

(宛先) 春日井市教育委員会		年 月 日	
申請者 住所			
氏 名			
電話番号 ()			
次のとおり申請します。			
[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学 年	続 柄
[]	年 月 日	年	
期 間	年 月 日	から	退院 まで
理 由			
()) 病院の		
院内学級での学習を受けさせるため。			

校内外通学許可申請書 (院内学級用)

第1号の2様式

(宛先) 春日井市教育委員会		年 月 日	
申請者 住所			
氏 名			
電話番号 ()			
次のとおり申請します。			
[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学 年	続 柄
[]	年 月 日	年	
期 間	年 月 日	から	退院 まで
理 由			
()) 病院の		
院内学級での学習を受けさせるため。			

校区外通学許可申請書 (愛知学園用)

(宛先) 春日井市教育委員会						年 月 日
申請者 住 所						
氏 名						
電話番号 () -						
次のとおり申請します。						
[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学 年	就学希望校	本 来 校		
[]	年 月 日	年	尾東 小 中	小 中		
[]	年 月 日	年	尾東 小 中	小 中		
期 間	年 月 日 から 退 所 まで					
理 由	愛知学園において教育を受けるため。					

校区外通学許可申請書 (愛知学園用)

(宛先) 春日井市教育委員会						年 月 日
申請者 住 所						
氏 名						
電話番号 () -						
次のとおり申請します。						
[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学 年	続 柄	就学希望校	本 来 校	
[]	年 月 日	年				
[]	年 月 日	年				
[]	年 月 日	年				
期 間	年 月 日 から					
旧 住 所						
新 住 所						
預 け 先 愛知学園						
理 由 当該児童生徒が愛知学園に入所したため						

第2号様式の2 区域外就学許可申請書 (院内学級用)

(宛先) 春日井市教育委員会

[ふりがな] 児童(生徒)氏名		生年月日	学年	続柄	就学希望校	本来校
[]		年 月 日	年			
期 間	令和 年 月 日 から	退院 まで				
理由						
() 病院の						
院内学級での学習を受けさせるため。						

第2号の2様式 区域外就学許可申請書 (院内学級用)

(宛先) 春日井市教育委員会

[ふりがな] 児童(生徒)氏名		生年月日	学年	続柄	就学希望校	本来校
[]		年 月 日	年			
期 間	年 月 日 から	退院 まで				
理由						
() 病院の						
院内学級での学習を受けさせるため。						

第2号様式の3 区域外就学許可申請書 (愛知学園用)

(宛先) 春日井市教育委員会		申請者 住所		年	月	日
		氏名				
		電話番号 ()				
次のとおり申請します。						
[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学年	続柄	就学希望校	本来校	
[]	年 月 日	年				
[]	年 月 日	年				
[]	年 月 日	年				
期 間	年 月 日 から					
旧住所						
新住所						
預け先 愛知学園						
理由	当該児童生徒が愛知学園に入所したため					

第2号の3様式 区域外就学許可申請書 (愛知学園用)

(宛先) 春日井市教育委員会		申請者 住所		年	月	日
		氏名				
		電話番号 ()				
次のとおり申請します。						
[ふりがな] 児童(生徒)氏名	生年月日	学年	就学希望校	本来校		
[]	年 月 日	年	尾更 小 中	() 立 小・中		
[]	年 月 日	年	尾更 小 中	() 立 小・中		
期 間	平成	年 月	日 から	退所 まで		
理由	愛知学園において教育を受けるため。					

第3号様式

第 年 月 日

【協議先教育委員会】 様

春日井市教育委員会

区域外就学の協議について

貴市町村に住所を有する次の児童（生徒）の保護者から区域外就学の申請がありま
したので、学校教育法施行令第9条第2項の規定により協議いたします。

児童（生徒）氏名		性 別	
生 年 月 日		学 年	
保 護 者 氏 名			
本 来 校			
就 学 校	春日井市立		
住民票記載住所			
居 住 地			
期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
事 由			

第3号様式

第 年 月 日

【協議先教育委員会】 様

春日井市教育委員会

区域外就学の協議について

貴市町村に住所を有する次の児童（生徒）の保護者から区域外就学の申請がありま
したので、学校教育法施行令第9条第2項の規定により協議いたします。

児童（生徒）氏名		性 別	
生 年 月 日		学 年	
保 護 者 氏 名			
本 来 校			
就 学 校	春日井市立		
期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
事 由			

第4号様式

【郵便番号】
【住所】

第 年 月 日

【保護者氏名】 様

春日井市教育委員会

【校区分通学・区域外就学】の許可について

申請があった【児童生徒氏名】様の【校区分通学・区域外就学】について、次のとおり許可します。

なお、通学方法について学校から指示があった場合は、その指示に従ってください。

1 就学許可校 【学校名】学校

2 許可期間 年 月 日から

第4号様式

【郵便番号】
【住所】

第 年 月 日

【保護者氏名】 様

春日井市教育委員会

【校区分通学・区域外就学】の許可について

申請があった【児童生徒氏名】様の【校区分通学・区域外就学】について、次のとおり許可します。

なお、通学方法について学校から指示があった場合は、その指示に従ってください。

1 就学許可校 【学校名】学校

2 許可期間 年 月 日から

【学校名】長 様

春日井市教育委員会

【校区外通学・区域外就学】の許可について

次の児童（生徒）の【校区外通学・区域外就学】について許可したので、通知します。

児童（生徒）氏名	
生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 氏 名	
現 住 所	
預 け 先	
本 来 校	
就 学 校	
期 間	年 月 日 ～
事 由	

※就学する学校においては、当該児童（生徒）の通学経路や方法を確認のうえ、適切に指導してください。

【学校名】長 様

春日井市教育委員会

【校区外通学・区域外就学】の許可について

次の児童（生徒）の【校区外通学・区域外就学】について許可したので、通知します。

児童（生徒）氏名	
生 年 月 日	年 月 日
保 護 者 氏 名	
本 来 校	
就 学 校	
期 間	年 月 日 から
事 由	

※就学する学校においては、当該児童（生徒）の通学経路や方法を確認のうえ、適切に指導してください。

校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準

この基準は、春日井市教育委員会が学校教育法施行令第5条第2項の規定（第6条の準用を含む）に基づき就学すべき学校の指定を行った場合において、保護者が同施行令第8条及び第9条の規定により指定の学校の変更を申し立てた場合の許可基準及び手続きを定めるものとする。

1 許可基準及び必要書類

許可基準		必要書類
(1)	肢体不自由等障がいのある者が、近距離校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び医師の診断書等
(2)	特別支援学級又は院内学級に入級するため、その学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書（院内学級については医師の診断書等が必要）
(3)	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、祖父母等親類縁者又は学童保育所の所在する校区の小学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び両親の就労証明書及び預け先の住民票、又は子どもの家利用許可通知書等
(4)	1学期始業式の翌日以後に住所を異動した者が、引き続き従前の学校へ就学するとき（最長で当該学年末まで）。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(5)	小学校5年生及び中学校2年生で3学期の始業式の翌日以後の学期途中で市内間で住所を異動した者が、卒業まで従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書及び転入学通知書
(6)	他の基準で許可を受けた兄弟姉妹と同一の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び転入学通知書
(7)	始業式からその学期中に住所を異動することが確実で、その異動時期が学期途中となるため、その学期当初からあらかじめその校区の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び住所移動が確実に行われることが明らかになる書類
(8)	自宅の建て替えのため、一時的に校区外に住所を異動する者が、引き続き従前の学校へ就学するとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び

		住所移動が確実に行われることが明らかになる書類
(9)	双子、三つ子の場合に、本来校区の学校が1学年1学級のため、兄弟姉妹を隣接校区の学校へ就学させるとき。	校区外通学許可申請書
(10)	その他、特別の事情があると教育委員会が認めるとき。	校区外通学許可申請書又は区域外就学許可申請書及び特別の事情が明らかになる書類

2 手続き

- (1) 校区外通学又は区域外就学を希望する保護者※1は、校区外通学許可申請書（第1号様式）又は区域外就学許可申請書（第2号様式）にその他の必要書類を添付して春日井市教育委員会に提出するものとする。
- (2) 春日井市教育委員会は、他の教育委員会の管轄に属する区域に住所を有する者の保護者から区域外就学許可申請がなされたときは、施行令第9条第2項の規定に基づき、その住所の存する市町村の教育委員会に協議（第3号様式）を行うものとする。
- (3) 春日井市教育委員会は、許可したときは申請者及び就学する学校長に、許可しないときは申請者に対し、それぞれ通知（第4号様式又は第5号様式）するものとする。

3 処理期間

- (1) 校区外通学許可申請については、原則として申請のあった翌日から10日を経過する日までに通知を行うものとする。
- (2) 区域外就学許可申請については、原則として申請のあった翌日から20日を経過する日までに通知を行うものとする。

※1 このうち院内学級入級を理由とする者は校区外通学許可申請書（院内学級用）（第1号の2様式）又は区域外就学許可申請書（院内学級用）（第2号の2様式）を、愛知学園入所によりは校区外通学許可申請書（愛知学園用）（第1号の3様式）又は区域外就学許可申請書（愛知学園用）（第2号の3様式）を提出することとする。

附 則

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従前の許可基準（平成6年10月1日施行）は廃止する。但し、従前の許可基準により許可を受けたものは、この基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。但し、従前の許可基準により許可を受けたものは、この基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成14年2月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、改正前の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものは、改正後の校区外通学・区域外就学に関する取り扱い基準により許可を受けたものとみなす。

議題5 令和8年度春日井市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

別紙（案）のとおり、教育職員の業務量管理及び健康確保するための計画を策定する。

議題6 中央公民館機能のあり方について

中央公民館機能を廃止することについて議決を求めるもの。

議題6 中央公民館機能のあり方について

1 中央公民館について

(1) 概要

- ア 所在地 春日井市柏原町1丁目98番地1
- イ 施設 集会室（第1～第7集会室）、陶芸実習室、ホール
（屋外）テニスコート8面
（他の機能）教育研究所、文化財課、民俗考古展示室、四つ建て民家
- ウ その他 建物は昭和40年に名古屋女子商科短期大学として建築されたもの
（昭和52年に市民文化センターとして開設）

(2) 経緯

- ・昭和23年11月 春日井市立中央公民館設置（現王子製紙春日井工場敷地内）
- ・昭和43年6月 産業会館開館（現文化フォーラム春日井地内）
（実質上中央公民館として機能）
- ・昭和51年4月 産業会館に中央公民館を併設
- ・昭和52年11月 市民文化センター開館【現建物】
- ・平成9年6月 中央公民館を市民文化センターに併設
- ・平成16年3月 市民文化センター廃止、中央公民館に統合

(3) 現状と課題

ア 建替え・改修の制限

現在の敷地は用途地域が「第一種中高層住居専用地域」であるため、公民館としての建替えを行うことができない。

現行の公共施設個別施設計画において、第1期（2020～2026年度）に「あり方の検討」を行う施設に位置付けられている。

イ 廃止の周知状況

令和4年2月の総務委員会における報告（建物の廃止／時期未定）や新聞報道を経て、利用団体の多くは建物がいずれ廃止されることを認識している。

ウ 施設の老朽化

廃止が決まっている施設であるため、修繕は軽微なものに留められており、建築から60年が経過し、電気・空調設備などの老朽化が進行している。

2 あり方の検討

(1) 周辺の社会教育施設等（別紙参照）

ア 公民館（知多、鷹来）

知多公民館（H25.12 建替済）、鷹来公民館（R7.9 大規模改修済）ともに、建物の老朽化による廃止はない。

- イ ふれあいセンター（味美、南部、西部）
公民館に類する施設として、自主講座の開催や貸館を実施している。
- ウ グリーンパレス春日井
令和8年4月から生涯学習団体の施設使用料減免の対象施設とするほか、生涯学習指導員による講座を開催する。
- エ その他
レディヤンかすがい、総合福祉センター

(2) 登録団体等利用者の活動の場の確保

ア 対象団体数

中央公民館の登録団体数：42 団体（令和8年3月1日現在）

イ 他施設での受け入れ可能性

(ア) 実績に基づく判断

鷹来公民館の休館中（R6.4～R7.8）、同館登録団体（44 団体）を周辺施設で受け入れた実績があり、同規模の中央公民館登録団体も周辺施設での受け入れは可能である。

(イ) 代替施設の活用

令和8年4月から減免対象施設となる「グリーンパレス春日井」は、距離はあるものの駐車場が完備されており、有力な利用先として見込まれる。

(3) 施設予約システムの更新等

ア 新システムの導入

令和9年1月に更新される「あいち共同利用型施設予約システム」について、春日井市は継続利用をせず、市独自の施設予約システムを導入する。

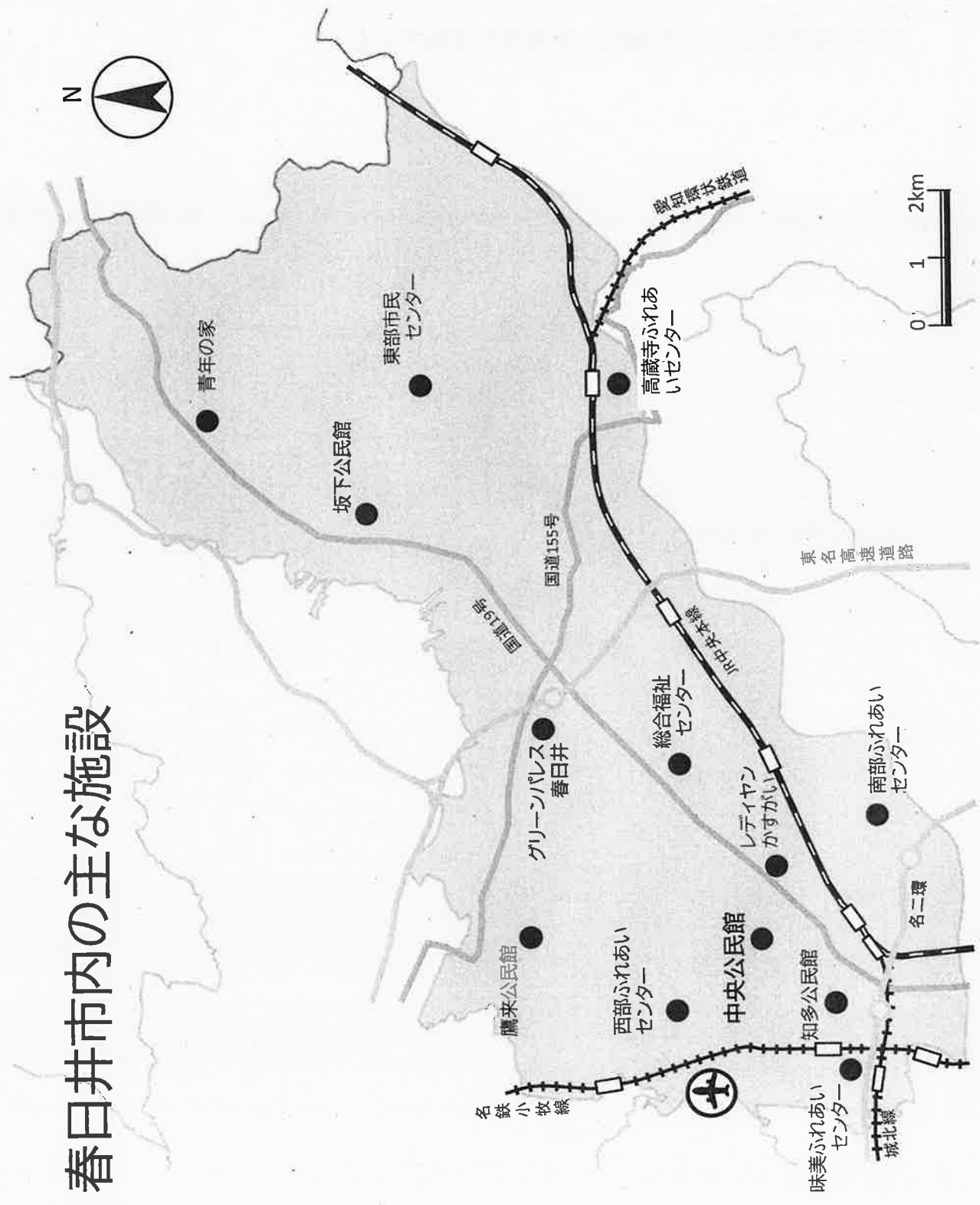
イ 使用料の見直し

公平性の維持と安全な施設管理に必要な財源確保の観点から、公共施設の使用料を見直し、条例等の改正を検討している。

3 検討結果

令和8年12月末をもって、中央公民館としての業務を廃止することとし、周辺施設において利用団体等の活動を支援していく。

春日井市内の主な施設



議題7 令和8年度春日井市教職員人事異動について

令和8年度春日井市教職員人事異動を実施するもの。



議題8 教育委員会事務局等人事異動について

教育委員会事務局等人事異動を実施するもの。